



## 大泉学園駅南側

2024年6月

## みちづくり・まちづくり通信 Vol.8

発行：練馬区 土木部 特定道路課

※この通信は、都市計画道路補助135号線・232号線の整備等に関する検討の状況をお知らせするため、大泉第二中学校の学区全域および石神井台6丁目の全域に配布しています。

## 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会を開催しました！

区では、大泉学園駅南側地区における交通課題の改善等のため、都市計画道路補助第135・232号線の整備などに向けた検討を進めています。平成28年に「練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会（以下、「有識者委員会」という。）」を設置しました。有識者委員会では、約3か年にわたり議論を重ね、令和元年5月に大泉第二中学校の教育環境保全と都市計画道路の整備方策について提言を取りまとめました。

有識者委員会からいただいた提言を基本とし、区では実現の可能性や教育施設としての機能を確保する整備の方策を広く検討しています。

この度、第20回となる有識者委員会を開催しましたので、その概要をお知らせいたします。

### 有識者委員会について

#### <設置目的>

練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全ならびに都市計画道路補助135・232号線の整備について、都市計画、教育、建築等の専門的見地から事業の方向性および方策等について検討し、その実現に向けて区に提言・助言を行う。

これまでの有識者委員会の議事等は、区のホームページよりご覧いただけます。



## 第20回有識者委員会の概要

### ■開催日時

3月27日（水）18時30分～19時15分

### ■開催場所

練馬区役所 本庁舎20階交流会場

### ■主な議題

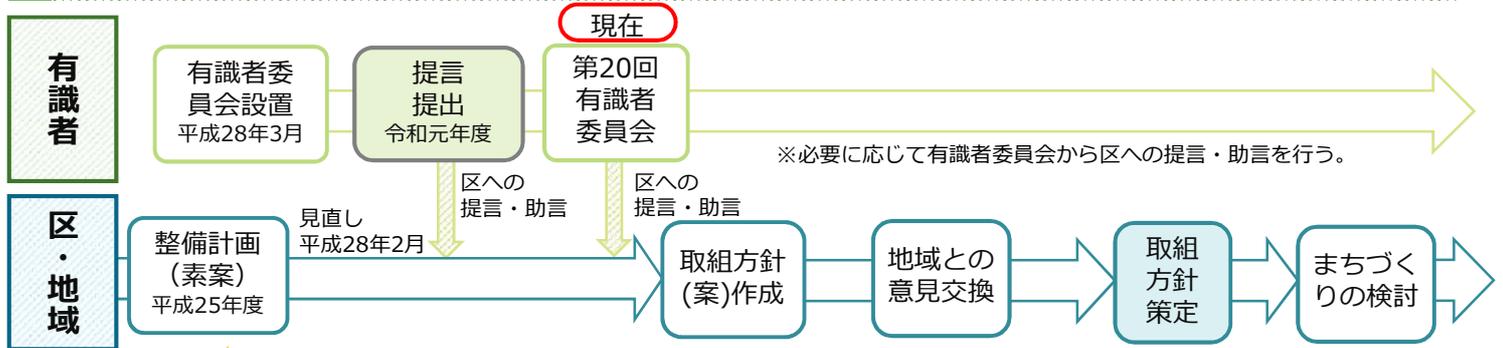
- ・有識者委員会設置要綱の改正
- ・有識者委員会の開催経過
- ・提言以降の取組について  
「練馬区学校施設管理実施計画」（中間見直し）  
「第3次みどりの風吹くまちビジョン」

### ■傍聴人数 12名

### <委員からの主な意見>

- ▶ 中学校の再建にあたり、周辺の土地の状況や、生活再建支援制度の利用状況について教えて欲しい。
- ▶ 学校の改築については、大泉第二中学校へ行きたいと地域の皆様に思ってもらえるような施設、設備の検討をお願いする。
- ▶ 学校や体育館、プールなど、非常に老朽化が進んでいる状況である。
- ▶ 国が部活動の地域移行を検討している中、大泉第二中学校の改築計画と部活動の取り扱いについても考えていく必要がある。
- ▶ 体育館等は、バリアフリーに対応していく必要がある。

## 今後の進め方



まちづくりの経緯や検討内容についてはオープンハウスなどを開催して皆さまへご説明するとともに、ご意見をいただく場を設けます。



お知らせ

### 補助135号線および補助232号線における生活再建支援制度のご案内

「生活再建支援制度」は、補助135・232号線道路整備の事業化に至る以前において、将来の生活設計等にお困りの地権者等の方に対し、**都市計画道路の計画区域内の土地の取得と土地に存する建物・工作物等の移転にかかる損失の補償**を行うものです。

制度の利用には要件がありますので、希望される方はお気軽に区担当者までご相談ください。

#### <対象となる土地>



- 補助135号線（富士街道～区街6号）
- 補助232号線（学芸大通り～主要区道42号線）

※原則、都市計画道路の計画区域内の土地を対象とします。

#### <制度を利用する上での主な要件>

- 都市計画道路の計画区域内における土地または建物の所有権を平成29年5月1日以前から保有していること
- 関係権利者（土地の共同所有者、賃借人等）の同意を得ていること 等

#### <物件移転等に対する主な補償>

補償の対象は、都市計画道路の計画区域内に係る部分とし、区の損失補償基準に基づき土地に存する建物・工作物等の移転にかかる以下の損失を補償します。

- |           |   |
|-----------|---|
| ①建物移転補償   | 取得する土地にある建物の移転に要する費用                                    |
| ②工作物等移転補償 | 取得する土地にある門、塀、井戸、樹木、庭石類等の移転に要する費用                        |
| ③動産移転補償   | 家財道具、店頭商品、事務用備品等の移転に要する費用                               |
| ④仮住居補償    | 移転する建物の居住者が、建物移転期間中「仮住居」を必要とするときに、現在と同程度の住居建物の借入れに要する費用 |
| ⑤移転雑費補償   | 建物等の移転に際し、移転先を選ぶための費用、法令上の手続きのための費用等に要する費用              |

#### 【お問い合わせ】

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号 練馬区 土木部 特定道路課 まちづくり担当係  
 (担当) 赤松・渡邊・日高・本間 TEL: 03-5984-4765 (直通) FAX: 03-5984-1237  
 E-Mail: D-KEIKAKU27@city.nerima.tokyo.jp